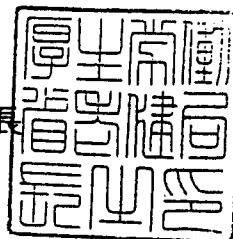


平成13年8月22日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長



介護保険法施行令等の一部改正に伴う通知の一部改正について

今般、介護保険法施行令の一部を改正する政令（平成13年政令第258号）及び介護支援専門員に関する省令の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第183号）が公布され、それぞれ平成13年9月1日より施行することとされたところであるが、これに伴い、「介護支援専門員養成研修事業の実施について」（平成11年4月2日老発第316号厚生省老人保健福祉局長通知）の一部を下記のとおり改正し、平成13年9月1日より適用することとしたので、御了知の上、貴都道府県内市町村、関係団体及び関係機関等にその周知を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

1. （別添2）の3（1）中「900日以上の者」を「900日以上であって、（2）の欠格事由に該当しない者」に、「1,800日以上の者」を「1,800日以上であって、（2）の欠格事由に該当しない者」に改める。
2. （別添2）の3中（2）を（3）とし、（1）の次に次のように加える。  
(2) 欠格事由  
(1) の欠格事由とは、アからエのいずれかに該当し、かつ、介護支援専門員として適当でないと認められることをいう。  
ア 介護保険法（平成9年法律第123号）若しくは同法に基づく命令の規定又はこれらに基づく処分に違反した者

- イ 罰金以上の刑に処せられた者
- ウ イに該当する者を除くほか、(1)のア～エの業務又は介護支援専門員の業務に関し犯罪又は不正のあった者
- エ 介護支援専門員名簿から消除され、その消除の日から5年を経過しない者

3. (別添2)の4(2)中「第1条」を「第1条第1項」に改める。

4. (別添2)の11を12とし、5から10までを6から11までとし、4の次に次のように加える。

#### 5 欠格事由の確認方法

3(2)の欠格事由に該当するか否かについては、試験を受けようとする者に対し、受験申込書又はその添付書面に省令第1条第2項各号に当たる事実の有無に関し記載を求めて確認を行うこととする。

「介護支援専門員養成研修事業の実施について」  
 (平成11年4月2日老発第316号厚生省老人保健福祉局長通知)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
(別添2) 介護支援専門員実務研修受講試験事業実施要綱 1・2 (略) 3 対象者 (1) 対象者 ア、イ及びウの期間が通算して5年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が <u>900日以上</u> であって、(2)の欠格事由に該当しない者並びに工の期間が通算して10年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が <u>1,800日以上</u> であって、(2)の欠格事由に該当しない者とする。 ア～工 (略) (2) 欠格事由 (1)の欠格事由とは、アから工のいずれかに該当し、かつ、介護支援専門員として適当でないと認められることをいう。 ア 介護保険法(平成9年法律第123号)若しくは同法に基づく命令の規定又はこれらに基づく処分に違反した者 イ 償金以上の刑に処せられた者 ウ イに該当する者を除くほか、(1)のア～工の業務又は介護支援専門員の業務に関し犯罪又は不正のあった者 エ 介護支援専門員名簿から消除され、その消除の日から5年を経過しない者 (3) 対象者の範囲の具体的判断 4 実務経験 (1) (略) (2) 省令第1条第1項第1～4号の実務経験期間の算定について ア～ウ (略) 5 欠格事由の確認方法 3 (2)の欠格事由に該当するか否かについては、試験を受けようとする者に対し、受験申込書又はその添付書面に省令第1条第2項各号に当たる事実の有無に関し記載を求めて確認を行うこととする。 。	(別添2) 介護支援専門員実務研修受講試験事業実施要綱 1・2 (略) 3 対象者 (1) 対象者 ア、イ及びウの期間が通算して5年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が <u>900日以上の者</u> 並びに工の期間が通算して10年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が <u>1,800日以上の者</u> とする。 ア～工 (略) (2) 対象者の範囲の具体的判断 4 実務経験 (1) (略) (2) 省令第1条第1～4号の実務経験期間の算定について ア～ウ (略) 5～12 (略)